

## 【EU】玩具の安全性に関する新しい指令の採択

海外立法情報調査室・萩原 愛一

\* 2008年12月18日、欧州議会は、玩具の安全性に関する新しい指令を、賛成481票、反対73票、棄権40票で、採択した。欧州委員会は、新指令により、EU域内においては、世界で最も厳しい安全性の要件を満たした玩具が販売されることになり、消費者の安全・安心に寄与することになろう、と採択を歓迎した。

### 背景と経過

「玩具の安全性に関する指令」(88/378/EEC)は、20年も前の1988年に施行された。この指令は、国によって異なる製品安全基準が、域内市場における貿易やマーケティングの障害となることを回避するために採択された。しかし、その後、新しいタイプの玩具の出現により、子どもへの潜在的危険性が増大し、消費者の安全性に対する意識も一層高まってきたため、それに適合した基準を作成する必要性が意識され始めた。近年、急速にEU市場に浸透している中国製玩具の安全性に対する不安も、玩具指令の改正の機運を高めた。改正の是非の検討は、2003年に始まり、EU加盟国の関係当局の専門家のほか、玩具業界、消費者、標準化機関等の関係者により、進められた。さらに、2007年5月には、より広く意見を募った。その結果、より厳しい安全基準の作成の必要性が確認された。そして、2008年1月、欧州委員会は、玩具の発展による新たなリスクの出現を重く見て、特に化学物質についての最新の知見に基づき、1988年の指令に替わる新たな指令を提案したのである。

欧州議会における新指令採択のあと、企業・産業政策担当のギュンター・フェルホイゲン欧州委員は、「新たな規則は、健康と安全性のための最新の基準を設けるものであり、玩具と遊ぶ子どもたちに対してなし得ることは、すべて立法化した」と語った。

以下、新指令の要点を列挙する。

### 新しい指令の概要

#### 1 安全性の要件の厳格化

- ①化学物質—玩具に含まれる化学物質は、EUの化学物質規制（いわゆるREACH規制）により規制される。CMR物質（発がん性、変異原性、生殖毒性を有する物質）に対する規制の導入がとりわけ重要である。他に、アレルギー物質や一部の芳香物質も、禁止または制限の対象となる。これらは、「化粧品に関する指令」(76/68/EEC)に準じるものである。
- ②警告表示—現行の指令においても、玩具の使用にともなうリスクについて注意を喚起する警告の表示が義務づけられているが、使用方法等について、一層詳しい内容（使用する子どもの年齢の上限・下限、使用に適した場所など）が求められる。

- ③誤飲・窒息のリスク—現在 3 歳未満の幼児用の玩具に対して行われている誤飲のリスクに対する規制を、それ以上の年齢の幼児向け玩具にも適用する。窒息のリスクに対する規制は、口、鼻を塞ぐ可能性のある玩具のみならず、気管を詰まらせる恐れのある玩具についても行う。
- ④食品玩具—食品と一体となった玩具について、食品と玩具を別々に包装して販売させ、食品を食さなければ玩具を得られないようなかたちで食品と玩具が密着している製品の販売は禁止するなどの規制を設ける。  
その他、安全性に係わる概念の定義をより厳格にするなどの措置がとられる。

## 2 指令の効果的な実施策

- ①加盟国の市場監視機能の強化—「一般製品安全指令」(2001/95/EC)のもと、加盟各国の市場監視当局に一定の権限を付与し、その機能を強化する。また、市場監視にあたって、加盟各国間の協働、欧州委員会及び EU の関係当局との協働を義務づける。
- ②技術情報のファイル—製造業者・輸入業者は、使用されている化学物質を始め、製品についての技術的な情報をファイルし、市場監視当局が利用できるようにする。
- ③CE マーキング—EU 域内で販売される商品の安全性を証明する CE マークを、玩具にも貼付することを義務付ける。

## 新指令に対する評価

新しい指令に対しては、消費者側からも、生産者側からも不満が生じている。消費者団体からは、化学物質等の使用制限や禁止が不徹底であるとの声が聞かれる。クリスマス・セールの時期に新指令採択のニュースを打ち上げることによる PR 効果を狙ったために、欧州議会での議論がおろそかになったのではないかと、疑問をぶつける消費者グループもある。欧州消費者連盟の会長は、第三者による製品の安全性検査を義務づけておらず、子どもの安全より生産者の利益を優先したものであると批判した。この規定は、中小企業を代弁する英国の保守党系議員により、企業に過度な負担を強いるものとして反対され、盛り込まれなかったのである。他方、玩具製造業団体は、新たな要件に適合させるため、小規模企業の場合、これまでの 5 倍ものコストがかかるとしており、職人的な技能や工芸性を誇る欧州の零細な玩具生産者にとって脅威になる、と危機感を募らせている。生産者団体は、新指令において、EU 域外からの輸入製品の安全性については、新指令との適合性の判断が加盟各国に委ねられていることにも不満を抱いている。

## 今後のスケジュール

新しい指令は、2009 年 2 月中に EU 官報に掲載され、それから 20 日後に発効する。さらに、それより 18 か月以内に、加盟国は、新指令に適合した立法、または、既存の関係法令の改正を行わなければならない。なお、玩具製造者には、2 年間（化学物質の要件については、4 年）の経過措置としての猶予期間が与えられる。